

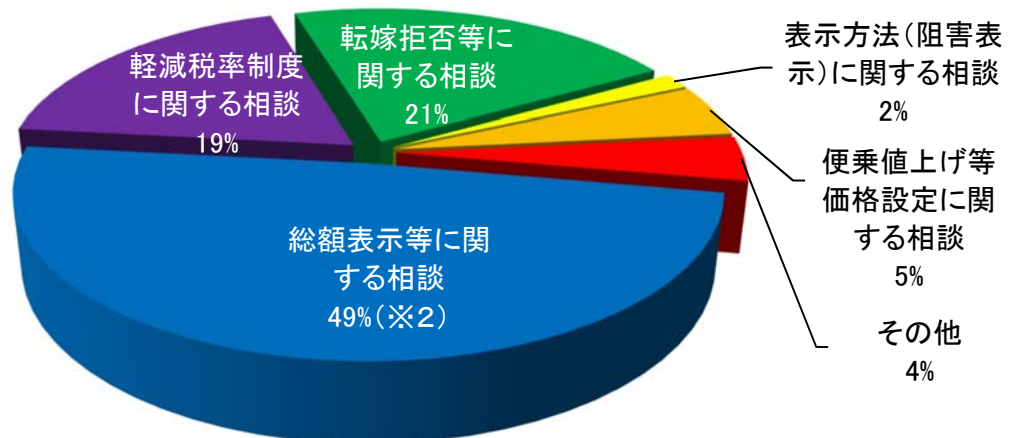
総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和元年12月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和元年12月(12/1～12/31)）は以下のとおり。

1 相談件数

12月の相談件数：電話406件、メール50件

【相談内容（全456件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 契約期間を1年間とする機器の保守契約を、令和元年7月に消費税率8%で締結しました。当該契約は月額料金を定め、月ごとに役務提供が完了するものです。同年10月に消費税率が10%に引き上がりましたが、当該契約の消費税率は、契約期間全体に10%が適用されることになるのでしょうか。それとも9月末までが8%、10月以後から10%が適用されることになるのでしょうか。

A. 消費税の適用税率の判定は、その資産の譲渡等がいつ行われたかにより行うこととなります。

役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつては、その目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつては、その約した役務の全部を完了した日とされています。

契約期間は1年間であるものの、保守料金が月額で定められており、その役務提供が月々に完了するようなものについては、資産の譲渡等の時期は、月々の役務提供が完了する時であり、その時の消費税率が適用されます。

したがって、令和元年10月1日以後、役務提供が完了するものについては、新税率(10%)が適用されることとなります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は7件

※2 うち総額表示に関する相談が6%、消費税一般に関する相談が94%

なお、消費税の適用税率については、個々の取引の契約内容を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 通信販売事業者です。通信販売なので商品の価格とは別に、送料がかかるのですが、その送料についても総額表示義務の対象となりますか。

A. 課税事業者が消費者に対して商品等の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合には、税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。

送料であっても、その表示が消費者に対して行われるものであれば、商品の価格と同様に、総額表示義務の対象となります。

なお、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税の転嫁拒否等の行為を行った事業者に対しては、どのような措置が採られるのでしょうか。

A. 特定事業者(買手)が消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合には、公正取引委員会、事業を所管する大臣等又は中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行い、転嫁拒否による不利益の回復など必要な指導を行います。

また、重大な転嫁拒否等の行為を行った事業者に対しては、公正取引委員会が勧告を行い、事業者名等を公表します。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 輸入される食品は、軽減税率の対象となりますか。

A. 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。

なお、課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。

(注)「保税地域」とは、輸出入手続きを行い、また、外国貨物を蔵置し又は加工、製造、展示等を行うことができる特定の場所をいいます。なお、「外国貨物」とは、外国から国内に到着した貨物で、輸入が許可される前のもの及び輸出許可を受けた貨物をいいます。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040(IP電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123(通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160